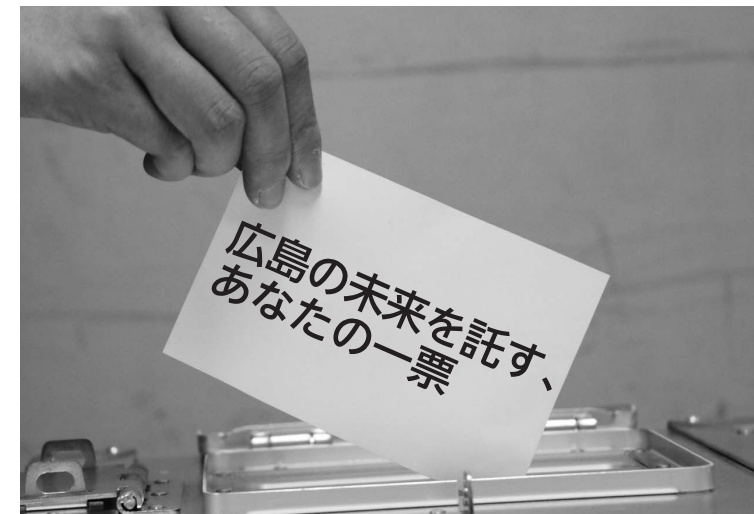


# 11月12日(日)は、 広島県知事選挙 の投票日です

問い合わせ  
廿日市市選挙管理委員会事務局 ☎09101  
佐伯支所 (選挙担当) ☎071111  
吉和支所 (選挙担当) ☎072112  
大野支所 (選挙担当) ☎02005  
宮島支所 (選挙担当) ☎02000  
※選挙に関する情報は、市ホームページにも掲載します

皆さんそろって投票しましょう



## 選挙権がある人

年齢など 平成11年11月13日以前に生まれ、日本国籍を有する人  
住所 平成29年7月25日以前に本市に転入の届け出をし、引き続き市内に住んでいる人  
※市内から県内の他の市区町へ住所を移転し、引き続き広島県の区域内に住所を有している場合は、本市の元の住所地の投票所で投票できます。この場合、いずれかの市区町の市民課(住民課など)が発行する「引き続き住所を有することの証明書」を投票の際に提示するか、投票所の投票管理者から「引き続き住所を有することの確認」を受ける必要があります

※7月26日以降に、県内の他の市区町から本市に転入の届け出をした人で、転入前の市区町の選挙人名簿に登録されている人は、原則、名簿登録地での投票となります。名簿登録地の市区町の選挙管理委員会に問い合わせてください。なお、名簿登録地で投票するときは、いずれかの市区町の市民課(住民課など)が発行する「引き続き住所を有することの証明書」を投票所に提示するか、投票所の投票管理者から「引き続き住所を有することの確認」を受ける必要があります

※7月26日以降に県外から転入した

人および投票日までに県外に転出した人は、投票できません

## 選挙のお知らせはがきを送ります

投票の日時・場所などを記載したはがき「選挙のお知らせ」を郵送します。記載事項を確かめ、投票するときに持って来てください。はがきを持参しなくても、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所で申し出てください。

## 点字投票や代理投票もできます

目が不自由な人は点字投票が、手が不自由なため、自分で字が書けない人は代理投票ができます。投票所の職員に申し出てください。

## 不在者投票

### 指定病院などでの不在者投票

一定規模以上で、不在者投票ができる指定を受けた病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、その病院などで不在者投票ができます。●滞在先での不在者投票 出張などで選挙期間中、市外に滞在している場合、滞在先の選挙管理委員会に投票できます。

廿日市市選挙管理委員会に投票用紙を請求すると、滞在先に投票用紙を郵送しますので、滞在先の選挙管

理委員会で投票してください。日数がかかるので、早めに手続きをしてください。

## 郵便などによる自宅での不在者投票(郵便投票)

法で定める程度の障がいなどがある人で、「郵便等投票証明書」を持っている人は、選挙管理委員会に投票用紙を請求すれば、郵便などで自宅から投票できます。

投票用紙請求期限 11月8日(水) ※投票用紙を請求するためには、「郵便等投票証明書」が必要です。「郵便等投票証明書」の申請は、常時受け付けているので、早めに選挙管理委員会へ手続きをしてください

## 選挙公報を希望者に郵送します

候補者の経歴、政見などを載せた選挙公報を11月2日(木)ごろ配布します。また、市役所や各市民センターなどにも置いてあります。新聞を購読していない世帯などで選挙公報が届かない場合には、郵送で個別に送ります。希望する人は、市選挙管理委員会事務局まで問い合わせてください。

## 開票

とき 11月12日(日)21時10分  
ところ 日本赤十字広島看護大学体育館

## 投票時間

7時～20時  
※ただし、後畑集会所・下川上集会所・平谷集会所・所山集会所・中道集会所は7時～17時、浅原中央活性化センター(浅原市民センター)・栗栖集会所・吉和第一集会所・吉和福祉センター・松ヶ原こども館・中西集会所・西連集会所・宮島杉之浦市民センターは7時～19時までです

### 廿日市地域

- 第1投票所 市役所
- 第2投票所 廿日市小学校
- 第3投票所 中央市民センター
- 第4投票所 廿日市高等学校
- 第5投票所 佐方市民センター
- 第6投票所 平良保育園
- 第7投票所 原小中学校
- 第8投票所 後畑集会所
- 第9投票所 串戸市民センター
- 第10投票所 宮内市民センター
- 第11投票所 明石集会所
- 第12投票所 地御前市民センター
- 第13投票所 阿品市民センター
- 第14投票所 阿品台東小学校
- 第15投票所 阿品台西小学校
- 第16投票所 宮園市民センター
- 第17投票所 四季が丘市民センター
- 第18投票所 地御前小学校
- 第19投票所 野坂中学校
- 第20投票所 野坂中学校
- 第21投票所 玖島ふれあいセンター(玖島市民センター)
- 第22投票所 下川上集会所
- 第23投票所 平谷集会所
- 第24投票所 永原集会所
- 第25投票所 権現ハウス
- 第26投票所 友和市民センター

### 吉和地域

- 第27投票所 河津原教育集会所
- 第28投票所 さいき文化センター(津田市民センター)
- 第29投票所 浅原中央活性化センター(浅原市民センター)
- 第30投票所 欠番
- 第31投票所 所山集会所
- 第32投票所 栗栖集会所
- 第33投票所 中道集会所
- 第34投票所 欠番

### 大野地域

- 第35投票所 吉和第一集会所
- 第36投票所 吉和福祉センター
- 第37投票所 青葉台集会所
- 第38投票所 柿の浦集会所
- 第39投票所 大野1区集会所
- 第40投票所 大野2区集会所
- 第41投票所 対敵山集会所
- 第42投票所 大野3区集会所
- 第43投票所 大野4区集会所
- 第44投票所 宮島台集会所
- 第45投票所 大野5区集会所(大野5区集会所)
- 第46投票所 大野6区集会所
- 第47投票所 大野7区集会所
- 第48投票所 大野8区集会所
- 第49投票所 大野9区集会所
- 第50投票所 大野10区集会所
- 第51投票所 松ヶ原こども館

### 宮島地域

- 第52投票所 中西集会所
  - 第53投票所 西連集会所
  - 第54投票所 宮島杉之浦市民センター
- ※10月3日以降に市内での転居の届け出をした人は、転居前の住所で投票することになります

## 期日前投票

投票日に仕事や旅行、病気、用事などで投票に行けない人は、期日前投票ができます。期日前投票をするときは、「期日前投票宣誓書」への記入が必要です。期日前投票所で指定の用紙に記入することもできますが、選挙のお知らせはがきの裏面に掲載している「期日前投票宣誓書」に、あらかじめ必要事項を記入して持参すると、投票の受け付けが早く済みます。期日前投票をする場合は活用してください。

### 期日前投票所

- ※土曜日、日曜日および祝日も投票できます
- 廿日市市役所7階会議室  
期間 10月27日(金)～11月11日(土) 8時30分～20時
- 佐伯支所・吉和支所・大野支所・宮島支所  
期間 11月3日(祝)～11月11日(土) 8時30分～20時
- ゆめタウン廿日市2階廿日市民ホール  
期間 11月3日(祝)～11月11日(土) 10時～20時

## 記載例 (はがきの裏面)

期日前投票宣誓書	
私は、平成29年11月12日執行の広島県知事選挙の当日、次の理由に該当する見込みですので、期日前投票をしたく、以下の記載が真実であることを誓います。 平成29年〇〇月〇〇日	
氏名	はつかいち 太郎 廿日市 太郎
生年月日	明・大・平 29年11月12日
住所	※表面に記載の住所と同じ場合は記入不要
	該当する□に✓を記入してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 仕事、学業、冠婚葬祭などに従事 <input type="checkbox"/> 上記以外の用事、又は事故のため、他の市区町村又は投票区域外に外出、旅行、滞在 <input type="checkbox"/> 病気、負傷、出産、身体障害などのため歩行困難 <input type="checkbox"/> 住所移転のため、他の市区町村に居住 <input type="checkbox"/> 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

※「期日前投票宣誓書」には、氏名・生年月日のほか、選挙当日に投票できない理由を記入してください